

【 処置 】**５２７ 耳垢栓塞除去と耳処置の併算定（別疾患）について**

《令和７年４月３０日》

○ 取扱い

次の場合の J 113 耳垢栓塞除去（複雑なもの）と J 095 耳処置（耳浴及び耳洗淨を含む。）の併算定は、原則として認められる。

- (1) 別疾患に対して同側に行った場合
- (2) 別疾患に対して対側に行った場合

なお、同一疾患に対して同側に行った場合は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

対称器官に係る処置料の算定方法については、厚生労働省告示※に「特に規定する場合を除き、両側の器官の処置料に係る点数とする。」（特に規定する場合とは、処置名の末尾に「片側」、「１肢につき」等と記入したもの）と示されているが、別疾患（耳垢栓塞の他に耳処置を必要とする傷病名がある場合）に耳垢栓塞除去（複雑なもの）と耳処置を異なる目的で実施した場合、双方の処置料の算定は同側や対側に関わらず妥当と考えられる。

以上のことから、上記(1)、(2)の場合の J 113 耳垢栓塞除去（複雑なもの）と J 095 耳処置（耳浴及び耳洗淨を含む。）の併算定は、原則として認められると判断した。

一方、同一疾患に対する同側の双方の処置料の算定は過剰であり、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法